

「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための
震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会〈全構造編〉」

ご 案 内

一般社団法人島根県建築士事務所協会
会 長 矢 野 敏 明

1. 目 的

地震発生後、被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後は次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災建築物の再使用の可能性を判定し、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

所有者等からの依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を習得していることが必須となります。

(一社) 島根県建築士事務所協会では(一財) 日本建築防災協会との共催により、平成17年より被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に標記講習会を実施してきました。

この度、(一財) 日本建築防災協会による本講習テキストの大幅改訂を機に、より多くの建築士事務所(建築士)が今後起こり得る震災への対応に備えるべく、本講習会を全国的に実施することといたしました。

東日本大震災を経て、南海トラフ等における大地震等も危惧されている現在、災害からの早期復旧・復興に寄与する本業務の意義をご理解いただき、是非この機に受講くださいますようお願いいたします。

なお、講習会の受講修了者で希望する建築士に対し(一財) 日本建築防災協会より技術者証(カード式)が発行されます。また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して島根県に提出すると共に、(一財) 日本建築防災協会及び(一社) 日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用に使します。

2. 主 催 (一社) 島根県建築士事務所協会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会
共 催 (一財) 日本建築防災協会

3. 後 援 島根県、(公社) 日本建築士会連合会、(公社) 日本建築家協会、(一社) 日本建築構造技術者協会

4. 開催日・会場 (松江会場) 平成28年11月15日(火)・「松江合同庁舎」(定員90名)：松江市東津田1741-1
(浜田会場) 平成28年11月16日(水)・「浜田合同庁舎」(定員50名)：浜田市片庭町254

5. 受講対象 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の職員。
なお、希望により建築士の方を対象に技術者証を発行します。ただし、建築士事務所名簿への掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士の資格を有する者に限ります。

6. 講習内容・講師・時間割 (受付開始 9:20~)

時間割	講習内容	講 師
10:00~10:10	挨拶 目的	(一社) 島根県建築士事務所協会 会長
10:10~10:30	被災度区分判定の考え方	DVD講習
10:30~12:00	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	
12:00~13:00	(休 憩)	
13:00~14:30	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習
14:30~14:40	(休 憩)	
14:40~16:10	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習

引続き裏面をご覧ください。

7. 受講料 (納入された受講料については返還いたしません。)

(一社) 島根県建築士事務所協会 会員 4,320円(税込) その他一般 7,560円(税込)

講習会の修了者の希望によって、(一財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間平成34年3月31日)を発行します。発行手数料が別途 1,000円(税込)必要です。

8. テキスト 7,776円(税込) (一財)日本建築防災協会発行の「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(2016年3月発行)を使用します。

9. 建築CPD情報提供制度

本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム(予定)」となります。

10. 申込方法

別紙、「受講申込書」に必要事項を記載の上、11月4日(金)までにFAX(0852-26-1690)・持参・郵送いずれかでお申し込み下さい。

また、受講料及び技術者証の発行手数料は持参・現金書留又は下記の銀行口座に振り込んで下さい。

入金確認後、「受講券」をFAXでお送りいたします。(講習1週間前で受講券が届かない場合はご連絡下さい)

振込口座 山陰合同銀行 北支店 普通預金 2703728

一般社団法人 島根県建築士事務所協会

※ 銀行振込の場合は「振込結果通知書(写し)」を一緒にFAXして下さい

11. 講習当日

- ・「受講券(写真を貼ったもの)」を必ずご持参下さい。
- ・技術者証の発行及び名簿掲載希望の方は、「発行申込書」・「(技術者証用)写真1枚(縦3.5cm、横2.5cm)」
「掲載申込書」もご持参下さい。
- ・昼食は各自でご準備下さい。

12. 申込・問合わせ先

一般社団法人島根県建築士事務所協会

〒690-0883 松江市北田町35-3

TEL 0852-23-2582 FAX 0852-26-1690

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿
掲 載 申 込 書

平成 年 月 日

(一財) 日本建築防災協会 殿
(一社) 日本建築士事務所協会連合会 殿

建築士事務所名
開設者氏名
印

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項」を了解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載及び(一財)日本建築防災協会と(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページでの公開並びに名簿の都道府県への送付を下記名簿内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること
- ②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること
- ③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること
- ④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」は、作成した団体が都道府県に送付し、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること
- ⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。(ただし、今回の受講者は、平成34年3月31日までとする。)

名 簿 掲 載 内 容

- ・(日事連 単位会) 会員の有無 有 無 (何れかに○印)
- ・建築士事務所名 _____
- ・所 在 地 〒 _____
- ・電 話 番 号 市外局番 () - () - ()
- ・F A X 番 号 市外局番 () - () - ()
- ・メールアドレス _____
- ・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造
氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造
氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造
氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造
- ・連絡主管者氏名 _____ 緊急連絡先 () - () - ()

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。講習修了構造は、全構造の講習会の受講修了者か木造のみの講習会の受講修了者か何れかに○印をつけてください。

但し、木造建築士の場合は全構造を受講されていても「木造」に○印をつけてください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付し震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談の際に使用されます。

注4) この申込書は、事務所単位で記入してください。